

松江市告示第 254 号

わくわく松江生活実現支援補助金交付要綱（令和元年松江市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(定義)		(定義)	
第2条 略		第2条 略	
(1) 略		(1) 略	
(2) _____条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。		(2) <u>東京圏のうちの</u> 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。	
(交付の対象等)		(交付の対象等)	
第3条 略		第3条 略	
略		略	
補助金の交付の目的	東京圏から松江市内に移住して就業、起業若しくはテレワーク <u>を</u> しようとする者又は市が	補助金の交付の目的	東京圏から松江市内に移住して就業、起業若しくはテレワーク__しようとする者又は市が

	<p>関係人口と認めた者で東京圏から移住しようとするものに対し、わくわく松江生活実現支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、移住希望者の移住に伴う経済的負担の軽減を図り、東京圏からの移住を促進することを目的とする。</p>
補助金の交付額	<p>_____ 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 2人以上の世帯の申請の場合 100万円(18歳未満の世帯員を帯同する場合は、18歳未満の者1人につき<u>100万円</u>を加算。<u>ただし、令和5年4月1日以降に転入した者に限る。</u>)</p> <p>(2) 略</p>
終期	<u>令和6年3月31日</u>
補助金の対象者及び交付要件	<p>_____ 次に掲げる(1)の要件を満たし、かつ、<u>(2)から(5)まで</u>のいずれかの要件に該当する者とする。この場合において、2人以上の世帯の申請の場合にあっては、(6)の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p>

	<p>関係人口と認めた者で東京圏から移住しようとするものに対し、わくわく松江生活実現支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、移住希望者の移住に伴う経済的負担の軽減を図り、東京圏からの移住を促進することを目的とする。</p>
補助金の金額	<p><u>補助金の金額は、</u> 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 2人以上の世帯の申請の場合 100万円(18歳未満の世帯員を帯同する場合は、18歳未満の者1人につき<u>30万円</u>を加算)</p> <p>(2) 略</p>
終期	<u>令和5年3月31日</u>
補助金の対象者及び交付要件	<p><u>補助金の対象者は、</u> 次に掲げる(1)の要件を満たし、かつ、<u>(2)、(3)、(4)又は(5)</u>のいずれかの要件に該当する者とする。この場合において、2人以上の世帯の申請の場合にあっては、(6)の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p>

ア 略  
イ 移住先に関する要件  
次に掲げる事項の  
全てに該当すること。  
(ア) 略  
(イ) 補助金の申請時  
において、転入後3  
月以上1年以内であ  
る こと。

(ウ) 略  
ウ 略  
(2) 就業に関する要件  
次に掲げる事項のい  
ずれかに該当すること。

ア 略  
イ 内閣府地方創生推進  
室が実施するプロフェ  
ッショナル人材事業又  
は先導的人材マッチン  
グ事業を利用して就業  
する場合  
略

(3) テレワークに関する要  
件  
次に掲げる事項の全  
てに該当すること。

ア 略  
イ 内閣府地方創生推進  
室が実施するデジタル  
田園都市国家構想交付  
金(デジタル実装タイプ  
(地方創生テレワーク

ア 略  
イ 移住先に関する要件  
次に掲げる事項の  
全てに該当すること。  
(ア) 略  
(イ) 補助金の申請時  
において、転入後3  
月以上1年以内経過  
していること。

(ウ) 略  
ウ 略  
(2) 就業に関する要件  
次に掲げる事項のい  
ずれかに該当すること。

ア 略  
イ 国  
\_\_\_\_\_が実施するプロフェ  
ッショナル人材事業又  
は先導的人材マッチン  
グ事業を利用して就業  
する場合  
略

(2) テレワークに関する要  
件  
次に掲げる事項の全  
てに該当すること。

ア 略  
イ 内閣府地方創生推進  
室が実施する地方創生  
テレワーク交付金  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

型))又はその前歴事業

を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されないこと。

- (4) 略
- (5) 起業に関する要件

地域課題解決型しまね起業支援事業費補助

金実施要領(平成31年4月1日付け中小第859号)に基づく起業支援事業に係る起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

- (6) 略

略

(交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、わくわく松江生活実現支援補助金交付決定                    兼確定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、わくわく松江生活実現支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されないこと。

- (4) 略
- (5) 起業に関する要件

わくわく島根起業支援事業費補助金

                    実施要領(平成31年4月1日付け中小第859号)に基づく起業支援事業に係る起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

- (6) 略

略

(交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、わくわく松江生活実現支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、わくわく松江生活実現支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第6条 略

(交付の決定及び確定の取消し並びに返還命令)

第9条 略

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、わくわく松江生活実現支援補助金交付決定\_\_\_\_\_兼確定取消通知書(様式第5号)により、交付の決定及び確定を受けた者に通知するものとする。

様式第2号(第5条関係)

略

わくわく松江生活実現支援補助金交付決定\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_兼確定通知書

略

様式第5号(第9条関係)

略

わくわく松江生活実現支援補助金交付決定\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_兼確定取消通知書

略

第6条 略

(交付の決定及び確定の取消し並びに返還命令)

第9条 略

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、わくわく松江生活実現支援補助金交付決定**取消通知書**兼確定取消通知書(様式第5号)により、交付の決定及び確定を受けた者に通知するものとする。

様式第2号(第5条関係)

略

わくわく松江生活実現支援補助金交付決定**通知書**兼確定通知書

略

様式第5号(第9条関係)

略

わくわく松江生活実現支援補助金交付決定**取消通知書**兼確定取消通知書

略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のわくわく松江生活実現支援補助金交付要綱第3条の表補助金交付の額の項の規定は、令和5年4月1日以降に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。